

## 奈良市建設工事等に係る契約保証取扱要領

### (趣旨)

第1条 本市が発注する建設工事及び測量、建設コンサルタント業務等の契約に係る契約保証の取扱いについては、奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

### (契約締結時の取扱い)

第2条 受注者は、規則第23条第2項第1号に規定する履行保証保険契約の締結若しくは同項第2号に規定する公共工事履行保証契約の締結により契約保証金の全部若しくは一部の免除を受けようとするとき又は同条第3項第2号に規定する保証事業会社の保証若しくは規則第4条第3項第7号の銀行若しくは市長が確実と認める金融機関の保証（以下「銀行等の保証」という。以下同じ。）を契約保証金の担保として提供しようとするときは、保証書等を発注者に提出しなければならない。

2 銀行等の保証に係る保証債務履行請求期限は、当該保証の満了の日から起算して6月以上経過した日でなければならない。

### (契約金額の増額変更)

第3条 契約金額の増額変更を行おうとする場合（軽微な設計変更で工期末に行われるものは除く。）で、契約保証金の額（銀行等又は保証会社の保証の場合にあっては保証委託契約金額、公共工事履行保証証券による保証の場合にあっては保証金額、履行保証保険の場合にあっては保険金額をいう。以下同じ。）が変更後の契約金額の100分の5以下になるときは、契約保証金の額を変更後の契約金額の100分の10以上に増額変更するものとする。

### (契約金額の減額変更)

第4条 契約金額の減額変更を行おうとする場合（軽微な設計変更で工期末に行われるものは除く。）で、受注者から減額を希望する申出があり、特段の事情がないときは、契約保証金の額を変更後の契約金額の100分の10以上に保たれる金額まで減額変更することができる。

### (工期の延長)

第5条 工期の延長を行おうとする場合で、保証期間が変更後の工期を含まないときは、保証期間を変更後の工期を含むように延長変更するものとする。

2 第2条第2項の規定は、前項の規定による保証期間の延長変更について準用する。

### (工期の短縮)

第6条 工期の短縮を行おうとする場合で、受注者から工期の短縮を希望する申出があり、特段の事情がないときは、保証期間を変更後の工期を含む範囲で短縮変更することができる。

2 第2条第2項の規定は、前項の規定による保証期間の短縮変更について準用する。

### (変更契約時の取扱い)

第7条 第3条から第6条までの規定により契約保証金の額又は保証期間に変更があったときは、受注者は変更契約書等変更内容を明らかにする書類（以下「変更契約書等」という。）を発注者に提出しなければならない。

### (工事完成時の取扱い)

第8条 銀行等の保証に係る保証書（変更契約書等がある場合は、当該変更契約書等を含む。）については、工事目的物等の引き渡し後に受注者から求めがあったときは、受注者を通して銀行等に返還するとともに、受注者から受領証（別記第1号様式）を徴するものとする。

### (委任)

第9条 この要領に定めるもののほか、契約保証に関し必要な事項は、市長が定める。

### 附 則

この要領は、令和5年5月8日から施行する。

別記

第1号様式（第8条関係）

## 受 領 証

年 月 日

（宛先）奈良市長

受注者 住 所

氏 名

下記工事（業務）に係る保証書（変更契約書等がある場合は、当該変更契約書等を含む。）を受領したので、銀行等に返還すること及び今後、保証書の紛失、毀損等につき一切の責任を負うことを約します。

### 記

1. 工事（業務）名

2. 契約保証金の額

3. 保証期間 年 月 日 から 年 月 日 まで